平成24年4月10日

加入者 様

日本司法書士会連合会 登録課

セコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書の発行手数料の払戻、又は再発行分の充当について（お知らせとお願い）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、連合会は、セコムトラストシステムズ(株)（以下、「セコム社」という）からセコムパスポート for G-ID 司法書士電子証明書（以下、「電子証明書」という）について、次のとおり連絡を受けました。

(1)電子証明書にかかるサービスにおいて電子証明書が利用できていない司法書士会会員については、次に該当する場合、セコム社より連合会に対して料金の請求を行わないこととします。

①電子証明書をダウンロードしたが不具合により使用できず取消した場合

②電子証明書の受領書が30日以上返送されず電子証明書を取消した場合

③電子証明書のダウンロードを行っていない場合

(2)料金を請求するか否かについての個別判断は、セコム社で行います。

そこで、上記連絡に基づき、セコム社に対し該当する電子証明書を確認したところ、貴殿に発行いたしました電子証明書については、使用ができなかったとの回答を受けました。

つきましては、発行手数料を払い戻すか、又は再発行分の発行手数料に充てるかにつき、下記にご記入いただきまして、FAX(03－3351－1012)にて日司連登録課あてにご返送くださるようお願い申し上げます。なお、払戻の振込が完了するまで、数日かかることがありますので予めご了承ください。

**********【切り取らずに、ご送信ください】**********

【返信連絡】

■所属会：京都 司法書士会 ■登録番号：第[redacted]号

■氏 名：武田 則昭

1．電子証明書の発行手数料について（希望する項目に○印をつけてください）

①発行手数料の払戻しを希望する　　②発行手数料を再発行分に充当する

2．「1．」において①を選んだ場合、及び、再発行分の発行手数料を既に支払っている場合は、お振込先を下記にご記入いただき、ご返送くださるようお願い申し上げます。

銀行名	
ﾌﾘｶﾞﾅ 支店名	
口座種類	
口座番号	
ﾌﾘｶﾞﾅ 口座名義	

この件に関するお問い合わせは

日本司法書士会連合会 登録課 （電話 03-3359-4171 FAX 03-3351-1012）